

監理技術者の専任義務の緩和について

伊勢市が発注し、一定の条件を満たす工事について、監理技術者の専任に関する要件を次のように緩和します。

※令和4年6月1日から発注する工事で、該当する工事が対象となります。

1 監理技術者の専任要件の緩和について

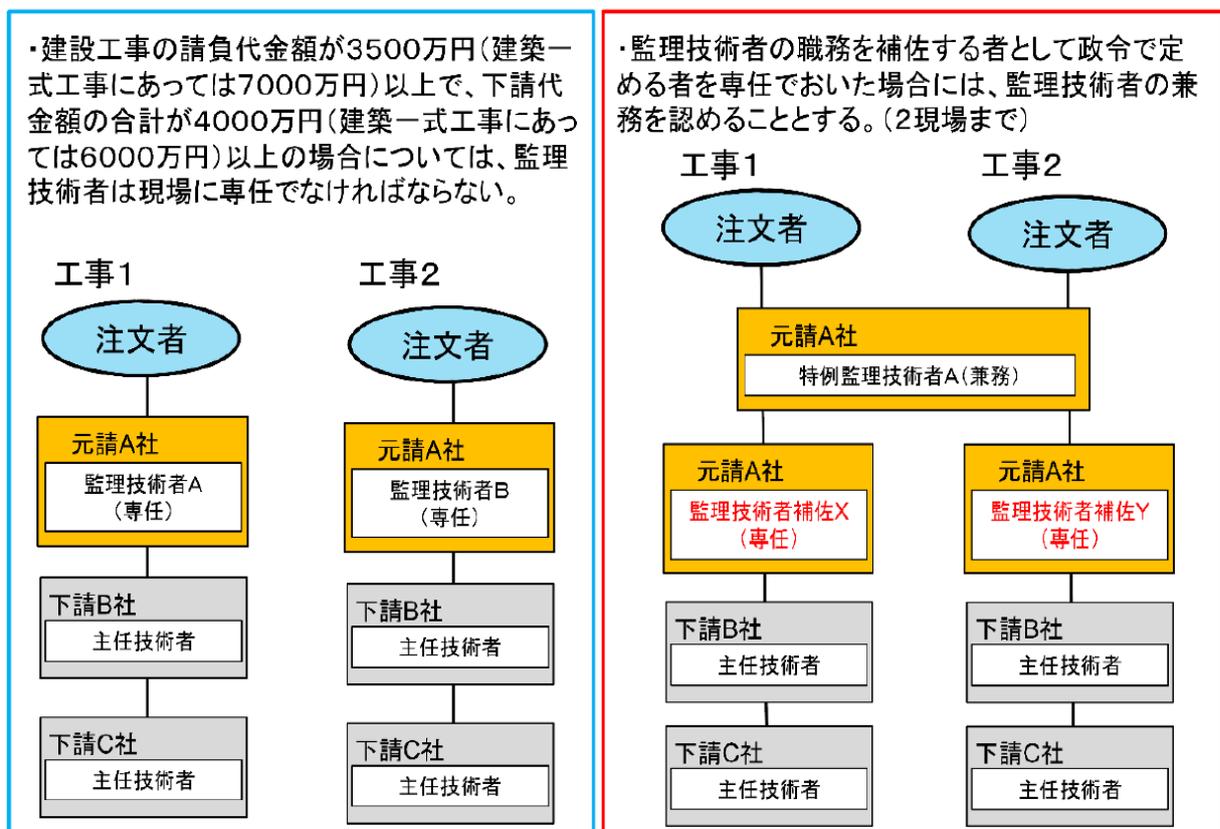
監理技術者の配置が必要となる建設工事について、監理技術者を補佐するものを配置する場合は、監理技術者の現場の兼務を 2 工事まで認めることとします。このとき、兼務を行う監理技術者を「特例監理技術者」と、特例監理技術者を補佐する者を「監理技術者補佐」とよびます。

※一定の条件を満たす場合であっても、工事の内容等により、監理技術者を専任で配置することを要件とする工事があります。入札公告等を必ず確認してください。

【現状と改正後イメージ】

〈現状〉

〈改正後〉



2 適用要件について

次の要件を全て満たす場合に、特例監理技術者の配置を認めるものとします。

- (1) 予定価格が3億円未満の工事であること。(共同企業体による施工の対象となる工事は除く。)
- (2) 工事の技術的難度が高い工事でないこと。
- (3) 兼務できる工事数は**2件**までであること。
- (4) 伊勢市の条件付入札又は低入札工事に該当するものでないこと。
- (5) 24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。
- (6) 兼務する工事の場所が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲として伊勢市内であること。
- (7) 公共工事であること。市発注工事に限らず、国・県・市町など公共機関等の発注工事も対象とする。

※他発注機関の工事と兼務できるのは、その発注機関が兼務を認める場合に限り、必ず事前に内諾を得てください。

※同日に開札する2件の工事に特例監理技術者を配置して契約締結しようとする場合には、伊勢市発注の工事のみを対象とします。

- (8) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (9) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (10) 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (11) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- (12) 特例監理技術と監理技術者補佐との間で常に連絡がとれる体制であること。
- (13) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
- (14) 現場の安全管理体制について、平成 7 年 4 月 21 日付基発第 267 号の 2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属する者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3 手続きについて

- (1) 既に契約している工事に係る監理技術者を特例監理技術者へ変更する予定で、新たな工事に入札しようとする場合は、あらかじめ既工事の監督員に、特例監理技術者への変更予定を報告しておいてください。なお、兼務をしようとする既工事が伊勢市以外の発注機関である場合は、当該発注機関が兼務を認める場合に限り、必ず事前に内諾を得てください。
- (2) 入札時に「**配置予定技術者届(特例監理技術者関係)**」に必要事項を記入し、入札書に添付してください。

※同日に開札する2件の新たな工事に特例監理技術者を配置予定とする場合は、それぞれの

入札書に必要事項を記入した「**配置予定技術者届(特例監理技術者関係)**」を添付してください。開札の結果、一方のみ落札候補となるなど、特例監理技術者としての配置ができない場合は、特例監理技術者として配置される予定であった者は、監理技術者として取り扱うこととします。

(3) 特例監理技術者の配置が確認できた場合については、契約締結の際に「現場代理人等(変更)通知書」に**加えて**「**特例監理技術者配置届**」を提出してください。

なお、兼務する既工事が伊勢市発注の場合は、既工事の担当課へも上記書類を提出してください。

(4) 契約締結後、上記「2 適用要件」の(11)(12)(13)について記載した施工計画書を各工事担当課へ提出してください。

(兼務する工事が伊勢市以外の発注機関の場合は当該発注機関に確認し、必要に応じた書類を提出してください。)

4 その他

- ・市内・準市内発注工事の監理技術者及び監理技術者補佐は、伊勢市の技術職員等名簿に登録されている者に限ります。
- ・特例監理技術者と現場代理人の兼務はできません。
- ・監理技術者補佐は、配置される工事における現場代理人との兼務は可能です。
- ・兼務を認めた工事において、兼務中の1件の工事が完成した場合は、監理技術者補佐は専任が解除されます。その際は速やかに現場代理人等選任(変更)通知書を提出してください。
- ・兼務に伴い、施工中の工事に配置されている監理技術者を交代させることはできません。
- ・制度の適用条件及び手続きが複雑であるため、当該制度を利用しようとする場合は、十分に内容を確認してから事務手続きを進めてください。